

2020「神戸の里親制度」PR

インフォメーショングラフィックス制作業務委託事業者募集要領

1 案件名称

2020「神戸の里親制度」PR インフォメーショングラフィックス制作業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

市内だけでなく全国的にも認知度の低い「里親制度」について、本市では3年ほど前から、デザインやクリエイティブを活用して様々な広報を行っている。そこで、インフォメーショングラフィックス表現等を中心に、わかりやすく関心を持ってもらいつつ、世代を問わない汎用性の高いものを制作する。

市民の里親制度に対する関心を高め、相談件数を増やし、神戸市の里親登録数を増加させることを目的とする。

里親制度及び神戸市社会的養育推進計画についての詳細は以下のHPをご参考下さい。

- ① <https://www.city.kobe.lg.jp/a86732/kosodate/shien/support/satooya.html>
- ② <https://www.city.kobe.lg.jp/a46945/kosodate/sodan/center/index.html>
- ③ <https://www.city.kobe.lg.jp/a86732/kosodate/shien/support/202003311502.html>

(2) 業務内容

里親制度広報啓発業務
(別紙「仕様書」のとおり)

(3) 事業規模 (契約上限額)

金 5,000 千円 (消費税含む) (予定)

(4) 契約期間

令和2年11月上旬～令和3年3月31日

(5) 履行場所

こども家庭局家庭支援課

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費 (制作執行管理に関する費用や動画を制作する際の音楽にかかる費用等全て含む) も、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払う。

(3) 契約書案

別紙 (頭書及び委託契約約款) 参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること
- (2) 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいる企業等でないこと
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びその利益となる活動を行う企業等でないこと
- (5) 納期が到来している所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税を滞納していないこと。かつ企業等の代表者がこれらの税金を滞納していないこと
- (6) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと
- (7) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと
- (8) 暴力団員が役員として経営に関与（実質的に関与している場合も含む）していないこと等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条」に該当しないこと

5 スケジュール

- (1) 公募要領等の配布開始：令和 2 年 8 月 17 日（月）
- (2) 参加申請及び質問期限：令和 2 年 9 月 7 日（月）17 時まで
- (3) 質問への回答：令和 2 年 9 月 11 日（金）予定
- (4) 企画提案書等の提出期限：令和 2 年 10 月 12 日（月）17 時まで
- (5) 事業者選定委員会の開催：令和 2 年 10 月 23 日（金）、10 月 28 日（水）、
10 月 29 日（木） ※応募数に応じる
- (6) 受託候補者の決定：令和 2 年 1 1 月上旬（予定）
- (7) 契約締結：令和 2 年 1 1 月上旬（予定）

6 応募手続き等に関する事項

- (1) 参加申請手続き及び質問書の提出

ア 受付期間

郵送または持参により、令和 2 年 9 月 7 日（月）17 時まで（必着）

持参による場合は、本市の休日を除く 午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時

イ 提出書類

- ①提案申請書 1 部
- ②会社・団体概要 10 部
 - ・組織体制（所在、名称、連絡先、在籍人数等）
 - ・設立の沿革とこれまでの実績（過去に行った事業が分かる資料等）
※企業・団体のパンフレット（会社概要、事業内容等）等を添付すること。
※類似業務に関わった実績があれば、その内容を詳しく記載すること。
 - ・本業務担当者の主な業務経歴
- ③質問書（必要に応じて） 1 部
- ④登記簿謄本（又は登記事項に関する全部証明）及び納税証明書 1 部
※神戸市物品等競争入札参加資格を有しない場合のみ

ウ 提出場所

こども家庭局家庭支援課

〒650-8570 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号（神戸市役所 1 号館 7 階）

(2) 企画提案書等及び見積書の提出（様式任意）

ア 受付期間

郵送または持参により令和2年10月12日（月）17時まで（必着）

持参による場合は、本市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時

イ 提出書類

①企画提案書（様式任意）

・里親制度の広報についてどのようなイメージ（コンセプト、構成技法等）で動画を制作するかわかるよう、絵コンテ（必須。枚数自由）及び文書やイラスト等で表現すること。

・企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。

本業務に対する考え方、実施方針

提案のセールスポイント

広報展開の方法

スケジュール

類似業務実績

②サンプルとなる動画

・表現技法や演出効果などのサンプルとなる動画（DVD-R）を提出すること。

最大2本までとする。

※インフォメーショングラフィックスが望ましいが、制作実績が分かるものであれば可。

※このサンプル動画は、選定委員会でのプレゼン5分前に選定委員で視聴する。

③見積書（様式任意）

ウ 提出形態

DVD-R 1枚、企画提案書10部

※DVD-Rに3つのフォルダ(①企画提案書②サンプル動画③見積書)を作成し、各項目に該当する書類等を分けて保存すること。

エ 提出場所

こども家庭局家庭支援課

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号（神戸市役所1号館7階）

7 選定に関する事項

(1) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

評価項目	評価基準	配点
適合性	・事業目的、事業内容を正しく理解した提案になっているか。	20点
デザイン性・独創性	「メッセージ性」 ・複雑な里親制度を、誰もがわかるような内容で提案されているか。 「構成内容」 ・魅力的な構成で飽きのこない展開になっているか。 「デザイン性」 ・インパクトのあり、印象に残るような表現になっているか。 「オリジナリティ」 ・オリジナルの表現になっているか。 「説得力（社会親和性）」 ・世相を認識しつつ、共感しやすい内容となっているか。	40点
実行性・効果	・実施体制、連絡体制など業務を行う体制が整っているか。 ・業務内容のスケジュールが具体的で合理的なものであるか。 ・効果的な広報展開になっているか。 ・提案内容について本事業目的の実現が期待できるか。	30点
地元企業	・提案者の本社所在地又は支店・出張所等が神戸市内にある、もしくは開設する予定がある	10点
		合計 100点

(2) 選定方法

ア 本企画提案については、本業務の受託候補者に係る選定委員会による提案審査会において審査を行い、その意見を受けて受託候補者を選定する。

イ 選定委員は、審査基準に沿って、企画提案書等の審査を行う。

ウ 審査の結果、評価点が最も高い事業者を受託候補者とする。評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、内容点のうち、デザイン性・独創性の点数が高い事業者を受託候補者として決定する。

※応募条件を満たしていないことが判明した場合、審査は行わない。

エ 選定委員会（プレゼンテーション審査）

遠方等により神戸市役所内でのプレゼンテーションが難しい場合は、WEBでのプレゼンテーションでも可能

① 開催日時 令和2年10月23日（金）、10月28日（水）、10月29日（木）
※応募数による。

② 場所 神戸市役所 1号館7階 大会議室

③ 内容 企画提案書等に基づくプレゼンテーション（15分程度、質疑応答は10分）

※説明は本事業に携わる者（責任者又はこれに準ずる者）が行うこと。

※選定委員は、プレゼン前に5分程度、サンプル動画を視聴する。

※日程等の詳細については、令和2年10月16日を目途にEメールで連絡する。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

ア 企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

イ 採用された企画提案書等は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

ウ すべての企画提案書等は返却しない。

エ 提出された企画提案書等は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。

オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。

カ 委託契約の締結については、神戸市所定の「委託契約約款」に基づくものとする。

キ 本募集要領に定めのない事項については、別途協議によるものとする。

(2) 提出先、問い合わせ先

住所：〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号（神戸市役所1号館7階）
神戸市こども家庭局家庭支援課 担当：小先、越智

電話：078-322-5211 FAX：078-322-6119

電子メールアドレス：ks_kateiyougo@office.city.kobe.lg.jp